

輪島市監査公表第 11 号

輪島市長より、平成23年10月17日付け発輪監査第129号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成24年 3月15日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発 企 第 121 号

平 成 24年 3月 7日

輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 交流政策部 企画課  
監査執行年月日 平成23年10月7日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>備品台帳について 3万円以上～10万円未満の物品購入の証拠書類が添付されていないものがあった。今後このような事が無いよう再度確認のうえ備品台帳の整備を厳重にしていきたい。</p>	<p>物品購入の証拠書類について、今後物品購入書類の不備がないよう輪島市文書管理規則に基づいて証拠書類の保管を徹底するようにし、備品台帳の整備を厳重にするようにした。</p>	<p>措置済</p>